船橋市在宅介護支援センター受託法人選定に係るプロポーザル実施要領

１　業務の目的

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として、在宅の要介護（要支援）高齢者及びその家族等の福祉の向上を図るため、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、医療、福祉サービス（介護保険を含む。）が総合的に受けられるように各関係機関との連絡調整等の便宜を供与する役割を担うものである。

２　業務概要

（１）業務名　：船橋市在宅介護支援センター運営事業
（２）業務場所：「高根台」地区コミュニティ内にて実施すること
（３）業務内容：別紙『船橋市在宅介護支援センター運営事業委託仕様書』による。
（４）業務委託期間：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

３　プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定する必要があるため。

４　プロポーザル方式の方法及び理由

総合相談業務等の実績を有する事業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型にて実施する。

５　スケジュール

（１）実施要領の配布開始	令和８年９月１５日（火）
（２）質問書の受付期間	令和８年９月２４日（木）～１０月２日（金）
（３）質問書に対する回答	令和８年１０月７日（水）
（４）質問書の受付期間（２回目）	令和８年１１月９日（月）～１１月１３日（金）
（５）質問書に対する回答（２回目）	令和８年１１月１８日（水）
（６）提案書等の提出期間	令和８年１０月８日（木）～１２月１０日（木）
（７）参加資格要件確認結果通知	令和８年１２月下旬
（８）プレゼンテーション	令和９年１月中旬 時間及び場所は別途通知する。
（９）評価結果通知	令和９年１月下旬

※上記日程は事務上の都合により変更することがある。

６　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、かつ次の要件（１）～（４）を全て満たす法人であること。

（１）令和８年１０月１日現在、法人格を有し、かつ、以下のいずれかの施設（事業所を含む）の経営又は自治体からの受託実績があること。

① 介護保険法に基づく指定又は許可を受け事業所を運営している法人
　但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く
② 介護保険法に基づく地域包括支援センターを運営している法人
③ 老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）を運営している法人

（２）在宅介護支援センターに併設し、指定居宅介護支援事業所の指定を受けること。

（３）申し込み時点において、本要領「７　人員配置（１）～（２）」に示す基準を満たす配置予定職員を提示できること。

　なお、提示した配置予定職員は原則として変更できないが、やむを得ない理由により変更を行う場合には、予め発注者の承諾を得ること。

（４）令和８年１０月１日から契約日までに、法人またはその役員等が次のいずれにも該当しないこと。

① 拘禁以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
③ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から３年を経過しない者
④ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者
⑤ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けている者
⑥ 国税、地方税を滞納している者
⑦ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者

⑧ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
⑨ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
⑩ 船橋市暴力団排除条例（平成２４年船橋市条例第１８号）第２条各号に掲げる者
⑪ 介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者

７　人員配置

（１）専従・常勤職員の配置

次に示す①～⑥の職種のいずれかに該当する職員を専従・常勤で１名以上配置すること。したがって、常勤換算（ワークシェア）による配置は認めない。

＜専従・常勤職員の配置要件＞

No.	職種	要件
①	保健師	保健師資格を有し、相談業務等の実務経験が３年以上ある者。
②	保健師に準ずる者	看護師資格を有し、介護保険法、または老人福祉法の規定に基づく事業所等において、相談業務等の経験年数が３年以上ある者。
③	社会福祉士	社会福祉士資格を有し、相談業務等の実務経験が３年以上ある者。
④	社会福祉士に準ずる者	福祉事務所の現業員等（高齢者に関する業務に限る）の業務、もしくは介護保険法または老人福祉法の規定に基づく事業所等において、相談業務等の経験年数が５年以上ある者。
⑤	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員の資格を有している者。
⑥	介護支援専門員	介護支援専門員資格を有し、居宅介護支援事業所等において、ケアプラン作成業務の経験年数が３年以上あり、かつ都道府県が実施する介護支援専門員専門研修課程Ⅱ又は実務経験者を対象とした更新研修を修了した者。

（２）総合事業従事者（基本チェックリスト実施者）の配置

次に示す①～⑥の職種のいずれかに該当する職員を「１人工」以上配置すること。

当該職員は、在宅介護支援センター業務の内、主に介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリスト及びアセスメントの実施（『船橋市在宅介護支援センター運営事業委託仕様書』「１６．事業内容（６）～（８）」に規定する業務）に従事し、その他在宅介護支援センター業務を補完する役割を担う。

なお、併設する指定居宅介護支援事業所の職員がワークシェアにより対応することを可能する。その場合は、２名以上配置したことをもって「１人工」とみなす。

また、併設する指定居宅介護支援事業所の設置と同日付での配置を可能とする。

＜総合事業従事者（基本チェックリスト実施者）の配置要件＞

No.	職種	要件
①	保健師	保健師の資格を有している者。
②	保健師に準ずる者	看護師資格を有し、介護保険法、または老人福祉法の規定に基づく事業所等において、相談業務等の経験年数が１年以上ある者。
③	社会福祉士	社会福祉士の資格を有している者。
④	社会福祉士に準ずる者	福祉事務所の現業員等（高齢者に関する業務に限る）の業務、もしくは介護保険法または老人福祉法の規定に基づく事業所等において、相談業務等の経験年数が５年以上ある者。
⑤	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員の資格を有している者。
⑥	介護支援専門員	介護支援専門員資格を有し、居宅介護支援事業所等において、ケアプラン作成業務の経験年数が１年以上ある者。

（３）総括責任者（在宅介護支援センター長）の配置

総括責任者（在宅介護支援センター長）を定めるものとする。なお、総括責任者は、上記（１）（２）の職員が兼務することができる。

（４）職員配置の補充

上記（１）（２）の職員の配置基準を満たさなくなった場合には、遅滞なく基準を満たすよう努めるものとする。なお、職員が９０日以上の休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。

８　設置場所・設備

設置場所は、公募地区コミュニティ内において、市が指定する下表の区域に設置すること。

地区名	設置区域
高根台	高根台１～６丁目

９　質問及び回答

（１）質問方法

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月１３日（金）午後５時までに、電子メールで事務局あてに送付すること。

電子メール送付先：hokatsu-care@city.funabashi.lg.jp

※電子メールの送付後、事務局である地域包括ケア推進課　地域包括支援係に電話（047-436-2882）し、電子メールの到着の確認をすること。

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加者数・参加者名・評価委員等）についての質問は受付けない。

（２）質問への回答

質問への回答は令和８年１１月１８日（水）に市ホームページに掲載する。

１０　提案限度額

次に示す範囲内の金額で見積額を提示すること。この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

なお、この選定は、あくまで「受託候補者を特定」するものであり、令和９年度予算が市議会の議決を得た後に受託候補者との随意契約に移行する。

Ⅰ．基本委託料

（１）専従・常勤職員の直接人件費

（２）総合事業従事者（基本チェックリスト実施者）１人工分の直接人件費

（３）直接物品費

上記（１）～（３）の合計の上限金額を８，４１３，４４０円とする。

Ⅱ．家賃負担・駐車場負担

＜家賃負担＞

次のア～エの条件を満たしている場合は、家賃の一部を負担する。

ア．事業実施場所の所有者または管理事業者と賃貸借契約を締結している。

イ．賃借する建物の所有者または貸主が、当該在宅介護支援センターの運営法人もしくは関連法人であるなど、特別な関係にないこと。

ウ．市が負担する賃料は、賃借料の２分の１とし、負担額の上限額を次のとおりとする。

月額上限：　１０４，９００円

年度額上限：１，２５８，８００円

エ．家賃負担には、賃貸物件の管理費、共益費を含むこととする。なお、開設に伴う敷金、礼金及び保証金等、その後の契約更新料は対象外とする。

＜駐車場賃借料負担＞

利用者用駐車場１台分にかかる賃借料の全額を負担する（駐車場の金額は近隣の実勢価格により個別に判断する）。

なお、「家賃負担」と合わせて「駐車場賃借料負担」を受けることは可能だが、二つを合わせた年度合計金額は次のとおりとする。

年度額上限：１，２５８，８００円

Ⅲ．その他管理費（上記Ⅰ・Ⅱに属さない間接的に発生する管理等に係る経費）

上限金額を Ⅰ・Ⅱの合計の１０％以内 とする。

Ⅳ．区分ごとの上限金額

＜家賃・駐車場負担なしの場合（上記Ⅰ+Ⅲ）＞

上限金額を８，８５８，０００円とする。

＜家賃・駐車場負担ありの場合（上記Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ）＞

上限金額を１０，２１１，３００円とする。

１１　評価方法及び評価基準

評価委員会が別紙「船橋市在宅介護支援センター受託法人選定に係る評価基準」に定める評価方法及び評価基準により、評価項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

１２　提案書の提出

提出書類及び提出方法は次のとおりとする。

（１）提出部数

提出部数は７部とする。（正本１部、副本６部）

（２）提出書類作成上の留意事項

・提案は１提案者につき、１案とすること。

・使用する文字は 10.5 ポイント以上とする。
・提出した書類の訂正・差し替え・追加は認めない。
・提出した書類は返却しない。
・提出書類は、Ａ４版縦型フラットファイルに左綴じとする。
・各様式は複数ページになるように変更することはできない。変更する場合は事務局まで事前に相談すること。
・書類の作成や提出に必要な費用は、提案者の負担とする。
・使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法を用いることとする。
・各様式は特に指定がない場合は、令和８年１０月１日現在で記入すること。

（３）提出書類

別紙「船橋市在宅介護支援センター応募書類一式」参照

（４）提出方法

①持参の場合

提出先　船橋市 高齢者福祉部 地域包括ケア推進課　宛

（受付は土日祝日を除く午前９時から午後５時まで）

②郵送の場合

宛先 〒273-8501 船橋市湊町２－１０－２５

船橋市 高齢者福祉部 地域包括ケア推進課　宛

（特定記録郵便、書留等郵送記録が確認できる方法で郵送すること）

（５）提出期限

①持参の場合　令和８年１２月１０日（木）午後５時まで

②郵送の場合　令和８年１２月１０日（木）（消印有効）

１３　プレゼンテーション

提案者は提出した提案書のプレゼンテーションを実施すること。

実施時間、実施場所等の詳細は、参加資格要件確認結果通知書送付に合わせて、別途通知する。

（１）出席者

３名以内とする。

出席者の内１名は、専従・常勤職員配置予定者の出席が望ましい（専従・常勤職員を採用予定としている場合はこの限りではない）。

なお、コンサルタント等、法人の職員ではない専門家等の参加は認めない。

（２）実施方法

プレゼンテーションは本業務を受託した際に担当する予定の者が行うこと。

説明は事前に提出した提案書に基づき実施すること。
自前のパソコンを、プロジェクターを介してスクリーンに投影して説明することができる。
提案書をもとに作成した投影に使用する資料の事前提出は不要とする。

（３）実施時間

１提案者あたりの持ち時間は６０分以内とする。
持ち時間にはプレゼンテーション(３０分程度)、ヒアリング(質疑応答)(２０分程度)のほか、設営、撤去の時間を含める。

（４）貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。
上記以外の物品は、参加者の負担において用意すること。

（５）その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。
ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

１４　評価結果の通知について

評価結果は評価結果通知書により、プロポーザル参加者全員に通知する。

１５　評価結果の公表及び方法

評価結果は市ホームページで公表する。
公表する項目は、評価項目、配点、採点結果、参加者名とする。
受託候補者以外の参加者と採点結果は対応させない。
参加者が２者の場合には、受託候補者以外の参加者名は公表しない。

１６　失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

（１）参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
（２）提出書類に虚偽の記載があった場合
（３）提案限度額を超えた見積額を提出した場合
（４）プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
（５）審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
（６）申し込みから契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

１７　プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合には、プレゼンテーションの

２日前の午後５時までに辞退届を提出すること。
辞退届の様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

１８　その他留意事項

（１）費用負担

本プロポーザルに係る参加者に生ずる費用は、すべて参加者の負担とする。

（２）応募書類の取り扱い

応募書類は理由のいかんを問わず返却しない。

（３）受託候補者との随意契約

受託候補者の特定後、市との協議により仕様書の追加削除を行い、確定した仕様書により受託候補者と随意契約の見積合せを行う。

提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

（４）契約の成立時期

随意契約による見積合せ後の市との契約書の取り交わしをもって、契約は成立する。

（５）参加者が１者の場合の扱い

参加者が１者であっても評価は行う。ただし、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

（６）提出資料の情報公開

提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成１４年船橋市条例７号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

（７）当該事業の予算不成立の場合の対応

本プロポーザルに係る業務は、令和９年度予算が成立しない場合には実施しない。

これにより参加者及び受託候補者に生じた損害について、市はその損害を一切負担しない。

（８）事業開始まで

万が一選定後に受託候補者が辞退する場合に、本市に損害が生じた場合にはその費用の賠償を請求する。

また、令和９年４月１日から円滑に業務を開始できるよう、令和８年度中に、業務の引き継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加などを行うこと。

その場合の交通費等は受託候補者が負担するものとする。

１９　事務局

船橋市役所　高齢者福祉部　地域包括ケア推進課　地域包括支援係

所在地　〒273-0011　船橋市湊町 2-10-18 千葉県船橋合同庁舎３階

電話番号　０４７－４３６－２８８２
FAX 番号 ０４７－４３６－１００５
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　hokatsu-care@city.funabashi.lg.jp

附則
（施行日）
１　この要領は、令和８年９月１５日から施行する。
（失効日）
２　この要領は、本業務の契約締結の日をもって、その効力を失う。
（改正）
３　令和８年 11 月４日　一部改正